

# 公正採用選考人権啓発推進員制度について

## 制度の目的

日本国憲法に明記されている「職業選択の自由」を保障し、すべての人々の就職の機会均等が保障されるためには、雇用主の皆様方が同和問題をはじめとする人権問題を正しく認識し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を行っていただく必要があります。

このため、ハローワークでは、一定規模以上の事業所を中心に「公正採用選考人権啓発推進員(以下、「推進員」という)の設置を図り、推進員に対し研修等を行うことにより当該事業所における公正な採用選考システムの確立を図ることを目的としています。

## 推進員の役割

推進員は、国民の就職の機会均等を確保するという視点に立って、次の事項について中心的な役割を果たしていただくことになっています。

- イ 公正な採用選考システムの確立を図ること
- ロ 職業安定行政機関との連絡に関すること
- ハ その他当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること

すなわち、採用方針・採用計画をはじめ、選考基準・選考方法、求人(募集)活動、採否決定等について、国民の就職の機会均等を阻害していないかどうか点検し、公正な採用選考システムの確立を図っていただくことが必要です。

同時に、求人活動、面接等採用・選考にあたる方々も、同和問題などの人権問題についての正しい理解と認識に基づいて業務を遂行していただかなければなりません。推進員は、これら就職の機会均等の確保を図るため、当該事業所における中心的な役割を果たすとともに職業安定行政機関との連絡の窓口ともなっていただくことになっています。

その他当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進とあるのは、事業所の自主的な取組みを要請するもので、個々の事業所において必要な対策について計画し、推進していただくことを雇用主に委ねているところであります。

## 推進員の設置対象事業所

推進員制度は、国民の職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るため、大分労働局ではおおむね次の基準に基づき、推進員の選任を勧奨することとしています。

- イ 常時使用する従業員の数が30人以上である事業所
- ロ 常時使用する従業員の数が30人未満であって、高卒求人提出事業所又は自主的に選任する事業所

## 推進員の選任基準

推進員は雇用主が従業員のうちから選任するものですが、公正な採用選考システムの確立を図るうえで、当該事業所における中心的な役割を果たすことを期待するものですから、人事担当責任者等、従業員の採用選考等に関する事項について相当の権限を有する者から選任するよう、ハローワークが雇用主を指導することとしています。

新たに推進員を選任した場合や人事異動等により推進員に変更があった場合は、公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告を事業所所在地管轄のハローワークに提出していただきますようお願いします。

## 推進員制度運用上の課題

推進員の設置は、雇用主の皆さんのご理解によりかなり進んでおりますが、推進員制度が所期の目的に沿って十分に機能しているかという点、全体的にはまだまだ十分とはいえない状況にあります。行政との連絡を欠かさず、公正な採用選考システムの確立等に積極的に取り組んでいる事業所の例もちろんみられますが、「推進員を置いているだけで、労働局・ハローワークが実施している研修会にはほとんど出席していない」「推進員を置いているのに採用担当者全員への研修が行われていない」等取組みに積極性がみられない事業所の例も見受けられます。公正な採用選考システムの確立のため、推進員制度の実効ある取組みをお願いします。